

## ○石垣市放課後児童健全育成事業指導監査実施要綱

令和7年4月1日

告示第118号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う者の適正な運営の確保を図るため、法第34条の8の3第1項の規定により市長が事業者に対して実施する報告の要求、質問、立入り及び検査(以下「指導監査」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、法第34条の8第2項の規定により、届出を行っている全ての者(以下「事業者」という。)とする。

### (指導監査の実施計画)

第3条 市長は、指導監査を効果的かつ効率的に実施するため、原則毎年度指導監査実施計画を策定するものとする。

### (指導監査の方針)

第4条 指導監査に当たっては、指導監査の意義及び目的を十分理解し、画一的、形式的な指導監査に陥ることのないように配慮し、単に問題点の指摘にとどまることなく、総合評価に努め、事業者の運営水準の向上のため、具体的な助言、指導を行うよう努めるものとする。

### (指導監査の基準)

第5条 指導監査は、石垣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年石垣市条例第24号。以下「市基準条例」という。)、放課後児童クラブ運営指針(令和7年1月22日こ成環第16号こども家庭成育局長通知)、石垣市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱(令和7年石垣市告示第117号)等の各種基準に基づき行うものとする。

### (指導監査の区分)

第6条 指導監査は、自己検査、一般指導監査及び特別指導監査に区分し、その実施は次のとおりとする。

- (1) 自己検査は、毎年全ての事業者がチェックシートを基に実施するものとする。
- (2) 一般指導監査は、年度当初に策定する指導監査実施計画に基づき実地において行うものとし、一つの施設に対しおおむね3年に1回実施するものとする。
- (3) 特別指導監査は、市基準条例その他関係法令等に照らし、重大な問題があると認められる事業者を対象に特定の事項を定め、必要に応じて実施するものとする。

### (立入検査員)

第7条 市長は、事業者の指導監査を行う者(以下「立入検査員」という。)に対し、法第34条の8の3第2項において準用する法第18条の16第2項に規定する証明書として、立入検査員証(様式第1号)を交付するものとする。

- 2 立入検査員は、指導監査の実施に当たり、立入検査員証を携行し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 市長は、立入検査員証を交付したとき、又は返納を受けたときは指導監査立入検査員証交付簿(様式第2号)に必要事項を記載して管理するものとする。

(指導監査の実施通知)

第8条 市長は、指導監査の実施に当たっては、事業者に対し、実施日時、立入検査員の職氏名、指導監査を受ける際に準備すべき資料その他必要な事項について、あらかじめ書面により通知するものとする。ただし、特別指導監査において緊急を要する場合は、その限りでない。

(指導監査の実施体制)

第9条 一般指導監査及び特別指導監査は、2人以上の立入検査員で行うものとする。

(指導監査結果の講評)

第10条 立入検査員は、指導監査の終了後、事業者に対して指導監査結果の講評を行うものとする。

(指導監査後の措置)

第11条 市長は、指導監査の結果、是正又は改善を要する事項がある場合は、指導監査結果通知書(様式第3号)により事業者に対して通知するものとする。

2 市長は、是正又は改善を要する事項について、事業者に対し、指導監査結果に係る改善報告書(様式第4号)により、期限を定めて報告を求めるほか、必要に応じてその状況を確認するものとする。

(指導監査結果等の公表)

第12条 市長は、監査の結果を総括し、その概要について市ホームページにより公表するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

←————— 9 cm —————→  
(表)

第	号	
立入検査員証		
所属		
氏名		
<p>上記の者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の3の規定による立入検査を行う者であることを証明する。</p>		
有効期間：交付日から 年 月 日まで		
年 月 日 交付		
石垣市長	印	

↑  
5.5  
cm  
↓

(裏)

本証は、放課後児童健全育成事業者その他関係者に対して質問し、又は放課後児童健全育成事業所に立ち入り、検査を行う場合には必ず携帯しなければならない。その際、関係者の請求があるときは、本証を提示しなければならない。

【児童福祉法】（抜粋）

第34条の8の2 第1項 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

第34条の8の3 第1項 市町村長は、前条第1項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

## 様式第2号(第7条関係)

## 指導監查立入検査員証交付簿

様式第3号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

石垣市長

印

指導監査結果通知書

年 月 日に指導監査を実施したところ、下記の指摘事項については是正改善の必要があることから、所要の措置を講ずるとともに、その結果を指導監査結果に係る改善報告書（様式第4号）に記載し、 年 月 日までに提出してください。

なお、報告に当たっては、改善結果が確認できる書面等、市長が必要と認める書類を添付してください。

記

結果の内容（指摘事項）

様式第4号（第11条関係）

年　月　日

石垣市長様

事業者名

代表者名

指導監査結果に係る改善報告書

年　月　日付け 第　号で通知のあった指摘事項について、次のとおり報告します。

指摘事項	改善内容

備考 1 改善した内容、期日等を具体的に記入してください。

2 改善結果が確認できる書面等を添付してください。

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第11条関係)

様式第4号(第11条関係)